

位置

あづまちのやへの霞をわけきても君にあはねばなをへだてたる心ちこそすれ歌略返

〔地勢提要乾〕各國經緯度附里程

下總銚子湊飯沼村極高三十五度四十三分經度東五度六分前同九十二里三町三十七間

〔日本經緯度實測〕北極出地

下總銚子湊三五度四三分〇〇秒

古河三六度三十一分三七秒〇中

東西里差

山城京〇度〇〇分〇〇秒〇中

下總古河東四度〇〇分〇〇秒〇中

〔房總志料上總附錄〕一下總千葉郡濱村と上總市原郡村田村との間に三角畠と字せるあり、狀に

よりて名く、此地に榜示有て、二總の界とす、又同郡閏井戸村より古市場村を過て、濱村へ至る道に、左右は田にして臂曲と字せる道有、其形灣にして臂を折たるがごとし、是又二總の界とすとも云、いふかしきことなり、如何となれば、古ヘ一國を建るの始かゝる事にて封域を別てるにてはあらじ、おもふに下總千葉郡に隸せる小弓濱村などの地勢によるに、全く上總に屬せし地と見ゆ、或いふ濱ノ村と垣生村との境に、小流有て海に宗す、源は麴室カウジヤシロといふ所よりながると、これ等や二總の界なるにや、なをまた土人に問べし、

〔日本地誌提要下總〕疆域 東ハ海、西ハ武藏、上野、南ハ上總及海、北ハ常陸、下野、東西凡貳拾貳里、南北凡壹拾七里餘、

〔續日本紀二十九〕神護景雲二年八月庚申、下總國言天平寶字二年、本道問民苦使正六位下藤原朝臣淨弁等、具注應掘防毛野川之狀、申官廳許已訖、其後已經七年、得常陸國移曰、今被官符方欲掘川尋其水道、當決○決原作次、據一本改、神社加以百姓宅所損不少、是以具狀申官、宜莫掘者、此頻年洪水損決、日益、若不早掘防、恐渠川崩埋、一郡口分二千餘田、長爲荒廢、於是仰兩國掘自下總國結城郡小鹽鄉小

疆域